知事認定獣医師及び認定農場の登録飼養衛生管理者に係る

豚熱ワクチン使用許可要領

制定　令和５（2023）年３月14日　畜振第1190号

令和５(2023)年３月30日　一部改正

# （目的）

第１　本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第50条の規定による豚熱ワクチン使用許可のうち、知事認定獣医師及び栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定を受けた農場（以下、「認定農場」という。）の登録飼養衛生管理者に関する事項について定める。

# （許可の要件）

第２　 家畜保健衛生所長は、以下の要件を満たすと判断した知事認定獣医師に対して豚熱ワクチンの使用及び認定農場の登録飼養衛生管理者に対して豚熱ワクチン使用の指示、又は認定農場の登録飼養衛生管理者に対して家畜防疫員又は知事認定獣医師からの指示に基づく豚熱ワクチンの使用を許可するものとする。

1. 栃木県の知事認定獣医師、又は認定農場の栃木県登録飼養衛生管理者名簿に記載された者であること。

（２）豚熱ワクチン接種を行う知事認定獣医師に関しては、以下の条件を遵守できること。

1. 接種対象農場以外での接種を行わないこと。
2. ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。
3. 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管すること。
4. ワクチン接種月の前月末日までに、「豚熱ワクチン月間使用計画書」（別記様式11）を、ワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長へ提出し、計画に従い接種すること。
5. ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用すること。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とすること。
6. ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する場合には、法第７条及び令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長に準じた標識を付すこと。
7. 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて家畜保健衛生所長へ返却すること。その際、消毒を確実に行ったのちに返却すること。
8. ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式14）により、ワクチン接種日の翌日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告すること。
9. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施すること。
	1. 豚熱ワクチン接種票の交付を行う知事認定獣医師に関しては、以下の条件を遵守できること。
10. 診察を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」（別記様式12）を交付するとともに、農場を管轄する家畜保健衛生所長にその写しを提出すること。
11. 申請農場以外の農場で豚熱ワクチン接種票の交付を行わないこと。
12. 豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施するとともに、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していること、及び認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認すること。
13. 登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。
14. 接種票を交付した農場に配分される豚熱ワクチンの管理、監督を行い、農場が記載した「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式1）を確認の上、写しを家畜保健衛生所長に提出すること。
15. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施するため、家畜保健衛生所長の指示があるときのみ追加接種に係る接種票を交付すること。

（４）認定農場の登録飼養衛生管理者に関しては、以下の条件を遵守できること。

1. 認定農場において接種を行う者が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
2. 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
3. 作業手順書に従うこと。
4. 申請農場以外での接種を行わないこと。
5. 県から配分された豚熱ワクチンを、自農場の登録飼養衛生管理者以外に譲渡又は引渡しをしないこと。
6. 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管すること。
7. ワクチンの管理を適切に実施し、豚熱ワクチン接種に記載されている量に破損分を加味した以上の量を農場に保管しないこと。
8. 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守し、豚熱ワクチン接種票に記載された接種計画に基づき、接種すること。
9. ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する場合には、法第７条及び令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長に準じた標識を付すこと。
10. ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用すること。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とすること。
11. 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて、家畜防疫員又は知事認定獣医師を介して家畜保健衛生所長へ返却すること。その際、消毒を確実に行ったのちに返却すること。
12. ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式14）により、ワクチン接種日の翌日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告すること。
13. 豚熱ワクチンは、「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式1）に出納状況を記録し、知事認定獣医師を介して写しを家畜保健衛生所長へ提出すること。
14. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合で、家畜防疫員又は知事認定獣医師から接種票の交付を受けた場合のみ実施すること。

# （申請）

　第３　許可を受けようとする者は、「豚熱ワクチン使用許可申請書」（別記様式１）に必要事項を記入の上、以下の添付書類を添えて申請を行う。なお、診療施設の代表者が申請を行う場合の書類の提出先は、県内の診療施設については管轄する家畜保健衛生所長、県外の診療施設については、ワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長とし、認定農場の家畜の所有者（家畜の所有者と農場の所有者が異なる場合は農場の所有者も可能とする）が申請を行う場合は、農場を管轄する家畜保健衛生所長とする。

添付書類

・豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（別記様式２）

・豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式３、農場ごとに作成）

# （審査）

　第４　家畜保健衛生所長は、第３の申請を受理した場合は、第２の認定基準に基づき内容を審査する。審査の結果、適正と認める場合は、申請者に対して、第５（１）による「豚熱ワクチン使用許可証」（別記様式４）を交付する。

２　申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「豚熱ワクチン使用不許可通知書」（別記様式５）により申請者へ通知する。

# （許可証の交付）

　第５　許可証の交付については、以下のとおりとする。

（１）家畜保健衛生所長は、許可を受けた者に対し豚熱ワクチン使用許可証を交付する。

（２）許可を受けた者は、第９により許可を取り消された場合、若しくは第10により許可を辞退する場合は、許可証を第３で申請書を提出した家畜保健衛生所長へ返却するものとする。

（３）許可証の交付を受けたものが、許可証の記載内容に変更を生じた場合又は許可証を棄損又は失ったときは、「豚熱ワクチン使用許可証書換え交付（再交付）申請書」（別記様式６）により許可証の書換え交付又は再交付を申請することができる。

（４）家畜保健衛生所長は、（３）の申請を受けた場合は、変更内容等を確認したうえで書換え交付又は再交付するものとする。

# （許可事項の変更）

第６　許可証交付後に、当該申請者が許可事項に変更を要望する場合には、あらかじめ「豚熱ワクチン使用許可事項変更許可申請書」（別記様式７）により、第３に準じて取り扱うものとする。なお、変更事項を明らかにする書類を添付することとする。

　　２　許可事項以外の申請事項については、変更後30日以内に、「豚熱ワクチン使用許可申請事項変更届」（別記様式８）を、申請した家畜保健衛生所長へ届け出る。なお、変更事項を明らかにする書類を添付することとする。

# （許可期間）

　第７　ワクチンの使用の許可期間は許可日から１年以内とし、毎年９月末日までとする。

# （更新申請）

　第８　第７の許可期間が終了した後も継続して許可を受けようとする者は、「豚熱ワクチン使用許可更新申請書」（別記様式９）に必要事項を記入の上、第３に準じて取り扱うものとする。なお、交付された許可証を添付することとする。

# （許可の取消）

第９　家畜保健衛生所長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消すことができる。

（１）第２の遵守事項を満たさなくなったとき

（２）ワクチンを他者へ譲渡や販売等の受渡しを行ったとき

（３）その他、家畜保健衛生所長がワクチンの使用許可の取消しを必要と認めたとき

２　前項の要件違反の場合は、当該農場に要件を遵守するよう指導することとし、当該指導の内容については、書面により通知することとする。

３　当該農場が前項の指導に従わない場合には、当該使用許可、登録及び認定を取り消すこととし、１年間は再度の使用許可、登録及び認定を行わないこととする。

# （認定の辞退）

　第10　申請者は、豚熱ワクチン使用許可の辞退をする場合は、許可証を添付の上、申請した家畜保健衛生所長へ「豚熱ワクチン使用許可辞退届」（別記様式10）を届け出ることとする。

# （接種票）

　第11　家畜防疫員又は知事認定獣医師は、以下に基づき「豚熱ワクチン接種票」（別記様式12）を交付する。

1. 獣医師法第18条に準じて診察を行った上で、豚熱ワクチン接種票を交付する。
2. 対象農場における豚熱ワクチン管理及び飼養衛生管理基準遵守状況等を、「豚熱ワクチン管理状況及び飼養衛生管理基準遵守状況等報告書」（別記様式13）により、前月の状況を毎月10日までに、農場を管轄する家畜保健衛生所長へ報告する。
3. 登録飼養衛生管理者が指示に違反した場合、又は認定農場が要件に違反した場合の報告も、別記様式13により行う。
4. 知事認定獣医師は、豚熱ワクチン接種票を交付した農場を管轄する家畜保健衛生所長から豚熱ワクチンの配分を受けるとともに、当該接種票を交付した農場で使用した豚熱ワクチンの空き瓶を回収し、家畜保健衛生所長へ返却する。また、その管理状況について、「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式１）の写しにより、家畜保健衛生所長へ報告する。

# （その他）

　第14　その他必要な事項は、家畜保健衛生所長が定める。なお、豚熱ワクチン接種票は令和５年４月１日以降の日付から有効とする。

# 附　則

（施行期日）

　この要領は、令和５(2023)年３月14日から施行する。また、「知事認定獣医師に係る豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領」（令和3（2021）年10月20日施行）については、この要領の施行をもって廃止とする。

# 附　則

（一部改正）

　この要領は、令和５(2023)年４月１日から施行する。

# 別記様式１－１

## 豚熱ワクチン使用許可申請書（知事認定獣医師）

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

家畜伝染病予防法第50条の規定により家畜伝染病予防法施行規則第57条第２号に規定する豚熱ワクチンの使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　ワクチンを使用する知事認定獣医師氏名

２　１の知事認定獣医師がワクチンを使用する農場名及び所在地

３　ワクチンの使用計画

豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式３）のとおり

　４　１の知事認定獣医師が豚熱ワクチン接種票を交付する農場名及び所在地

（注意事項）以下の書類を添付すること

・豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（別記様式２－１、２－２）、・豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式３、農場ごとに作成）

・診療施設開設届の写し（県外の診療施設の場合のみ、接種を行う知事認定獣医師の所属がわかるもの）

※1　家畜伝染病予防法第50条(動物用生物学的製剤の使用の制限)

農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

※2　家畜伝染病予防法施行規則第57条第２号(動物用生物学的製剤の指定)

　 法第50条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は次のとおりとする。

　 牛疫予防液、豚熱ワクチン、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

# 別記様式２－１

## 豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（知事認定獣医師が接種を行う場合）

（接種契約農場における下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項（知事認定獣医師が接種を行う場合） |
| 1. 接種対象農場以外での接種を行ないません。
2. ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明します。
3. 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管します。
4. ワクチン接種月の前月末日までに、「豚熱ワクチン月間使用計画書」（別記様式11）を、ワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長へ提出し、計画に従い接種します。
5. ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用します。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行いますが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とします。
6. ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する場合には、法第７条※３及び令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長に準じた標識※４を付します。
7. 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて家畜保健衛生所長へ返却します。その際、消毒を確実に行ったのちに返却します。
8. ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式14）により、ワクチン接種日の翌日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告します。
9. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施します。
 |

上記９つの遵守事項について相違ありません。また、診療施設に所属する豚熱ワクチン接種に従事する知事認定獣医師に対し、上記内容を遵守させます。

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

※3　家畜伝染病予防法第7条(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

※4　令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

　　豚熱ワクチン接種豚等の標識について、標識の色は「蛍光ピンク又は蛍光赤色」、標識の方向は「‘Ｖ’の文字の上部を頭側とし、背部に左右対称に標識する」ことを推奨したもの。

# 別記様式２－２

## 豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（知事認定獣医師が接種票を交付する場合）

（接種契約農場における下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項（知事認定獣医師が接種票を交付する場合） |
| 1. 診察を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」（別記様式12）を交付するとともに、農場を管轄する家畜保健衛生所長にその写しを提出します。
2. 申請農場以外の農場で豚熱ワクチン接種票の交付を行いません。
3. 豚熱ワクチン接種票やワクチンの管理監督に係る役務の提供の対価を農場に対して説明します。
4. 豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施するとともに、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していること、及び認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認します。
5. 登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告します。
6. 接種票を交付した農場に配分される豚熱ワクチンの管理、監督を行い、農場が記載した「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式1）を確認の上、写しを家畜保健衛生所長に提出します。
7. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施するため、家畜保健衛生所長の指示があるときのみ追加接種に係る接種票を交付します。
 |

上記７つの遵守事項について相違ありません。また、診療施設に所属する獣医師のうち、豚熱ワクチン接種に従事する知事認定獣医師に対し、上記内容を遵守させます。

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

# 別記様式１－２

## 豚熱ワクチン使用許可申請書（登録飼養衛生管理者）

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

家畜伝染病予防法第50条の規定により家畜伝染病予防法施行規則第57条第２号に規定する豚熱ワクチンの使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　ワクチンを使用する登録飼養衛生管理者氏名

２　ワクチン使用認定農場名、認定番号、認定日

３　ワクチンの使用期間及び接種頭数

豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式３）のとおり

（注意事項）以下の書類を添付すること

・豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（別記様式２-３）

・認定農場認定証の写し

・豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式３、農場ごとに作成）

# 別記様式２－３

## 豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（登録飼養衛生管理者）

（接種契約農場における下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項 |
| 1. 認定農場において接種を行う者が、登録飼養衛生管理者に限ります。
2. 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施します。
3. 作業手順書に従い豚熱ワクチン接種を行います。
4. 申請農場以外での接種を行いません。
5. ワクチンの譲渡又は引渡しを行いません。
6. 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管します。
7. ワクチンの管理を適切に実施し、必要以上農場に保管しません。
8. 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守し、豚熱ワクチン接種票に記載された接種計画に基づき、接種します。
9. ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する場合には、法第７条※3及び令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長に準じた標識※４を付します。
10. ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用します。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とします。
11. 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて、家畜防疫員又は知事認定獣医師を介して家畜保健衛生所長へ返却します。その際、消毒を確実に行ったのちに返却します。
12. ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式13）により、ワクチン接種日の翌日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告します。
13. 豚熱ワクチンは、「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式1）に出納状況を記録し、知事認定獣医師を介して写しを家畜保健衛生所長へ提出します。
14. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合で、家畜防疫員又は知事認定獣医師から接種票の交付を受けた場合のみ実施します。
 |

上記14の遵守事項について相違ありません。また、申請農場における豚熱ワクチン接種に従事する登録飼養衛生管理者に対し、上記内容を遵守させます。

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

（別記様式２－３　裏面）

※3　家畜伝染病予防法第7条(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

※4　令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

　　豚熱ワクチン接種豚等の標識について、標識の色は「蛍光ピンク又は蛍光赤色」、標識の方向は「‘Ｖ’の文字の上部を頭側とし、背部に左右対称に標識する」ことを推奨したもの。

# 別記様式３



# 別記様式４－１

## 知事認定獣医師　豚熱ワクチン使用許可証

住　所

氏　名

　〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請のあった知事認定獣医師及び認定農場の登録飼養衛生管理者に係る豚熱ワクチン使用許可について、家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき許可します。

【許可番号】　　○○　○○

【知事認定獣医師名】○○　○○

　【接種農場名】○○○

　【豚熱ワクチン接種票を交付する農場名】○○○

　　　許可期限　　〇〇年〇〇月〇〇日　から　　　　年９月30日　まで

栃木県○○家畜保健衛生所長　〇〇　〇〇

# 別記様式４－２

## 登録飼養衛生管理者　豚熱ワクチン使用許可証

住　所

氏　名

　〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請のあった認定農場の登録飼養衛生管理者が実施する豚熱ワクチンの使用の許可については、家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき許可します。

【許可番号】　　○○　○○

　【接種する登録飼養衛生管理者名】○○　○○

　【認定農場名】○○○

　　　許可期限　　〇〇年〇〇月〇〇日　から　　　　年９月30日　まで

栃木県○○家畜保健衛生所長　〇〇　〇〇

# 別記様式５

## 豚熱ワクチン使用不許可通知書

年 月 日

申請者名

　　　　　　　　　　　　　　　様

栃木県○○家畜保健衛生所長　○○　○○

知事認定獣医師及び認定農場の登録飼養衛生管理者に係る豚熱ワクチン使用許可要領第３に基づき申請のあった件について、下記の理由により不許可としましたので、同要領第４の規定に基づき通知します。

記

１　申請年月日

２　対象農場名

３　理由

# 別記様式６

## 豚熱ワクチン使用許可証書換え交付（再交付）申請書

年　　月　　日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　様

住　所

氏　名

知事認定獣医師及び認定農場の登録飼養衛生管理者に係る豚熱ワクチン使用許可要領第５（３）に基づき、下記のとおり豚熱ワクチン使用許可証の書換え交付（再交付）を申請します。

記

１　診療施設又は認定農場の住所及び名称

２　許可番号

３　申請事項・理由

# 別記様式７

## 豚熱ワクチン使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

このことについて、家畜伝染病予防法第50条に規定する豚熱ワクチンの使用の許可事項変更許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　許可番号及び許可年月日

２　変更したい許可申請事項（変更前と変更後について比較表を記載または添付すること）。

３　変更の理由（詳細に記載すること。）

# 別記様式８

## 豚熱ワクチン使用許可申請事項変更届

年 月 日

栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

家畜伝染病予防法第50条に規定する豚熱ワクチンの使用許可申請事項の変更を届け出ます。

記

１　許可番号及び許可年月日

２　変更したい許可申請事項（変更前と変更後について比較表を記載または添付すること）。

３　変更の理由（詳細に記載すること。）

# 別記様式９

## 豚熱ワクチン使用許可更新申請書

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

このことについて、豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領第８に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　許可証番号及び許可年月日

２　ワクチンの使用期間及び接種頭数

豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式７）のとおり

（注意事項）以下の書類を添付すること

・豚熱ワクチン使用許可証（原本）

・豚熱ワクチン年間接種計画書（別記様式７）

# 別記様式10

## 豚熱ワクチン使用許可辞退届

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

このことについて、豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領第10に基づき、下記のとおり辞退します。

記

１　許可証番号及び許可年月日

２　辞退の理由

# 別記様式11



# 別記様式12

## 豚熱ワクチン接種票

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 予定日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 予定頭数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

○１か月以内の接種予定

　合計頭数：　　　　　　　頭

ワクチン必要量（２０ドーズ　　　　　本、　５０ドーズ　　　　　本）

# 別記様式13

## 豚熱ワクチン管理状況及び飼養衛生管理基準遵守状況等報告書

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

獣医師氏名

豚熱ワクチン管理状況及び飼養衛生管理基準の遵守状況について、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象農場 |  | 農場住所 |  |
|  | 項目 | 適 | 不適 |
| I | 飼養衛生管理基準に関する確認 |  |  |
| (1) | 衛生管理区域に入る前の手指の消毒と洗浄 |  |  |
| (2) | 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用 |  |  |
| (3) | 衛生管理区域に入る車両の消毒 |  |  |
| (4) | 防護柵の設置、周囲の草刈り、不要物の除去 |  |  |
| (5) | 豚舎を出入りする際に手指消毒又は専用手袋の使用 |  |  |
| (6) | 豚舎ごとに作業着、長靴の交換 |  |  |
| (7) | 豚舎移動時に使用する通路・ケージの洗浄・消毒 |  |  |
| (8) | 豚舎に入る給餌車などの器具器材の消毒 |  |  |
| (9) | 防鳥ネットの設置、定期点検と修繕 |  |  |
| (10) | ねずみや昆虫の駆除（粘着シートなどの利用） |  |  |
| (11) | ねずみなどの侵入防止（畜舎の破損修繕） |  |  |
| (12) | 衛生管理区域の整理整頓と消毒 |  |  |
| (13) | その他の項目：取り組み途中の項目を記載し判定する（無い場合は斜線） |  |  |
| II | 豚熱ワクチン接種票に基づくワクチン接種に関する確認 |  |  |
| (1) | 接種票の指示どおり接種を行っているか（接種記録簿などで確認する） |  |  |
| III | ワクチン管理体制に関する確認 |  |  |
| (1) | 作業手順書に従い接種を実施している |  |  |
| (2) | ワクチン管理簿の記載内容に齟齬がない、必要量以上を保管していない |  |  |
| (3) | 用法・用量及びその参考事項に従い使用している |  |  |
| (4) | 導入豚がいる場合は、ワクチン接種歴を確認し適切に接種をしている |  |  |
| 不適の内容及び指示事項 |

# 別記様式14

## 豚熱ワクチン使用状況報告書

年 月 日

　栃木県○○家畜保健衛生所長　　様

住　所

氏　名

豚熱ワクチンの使用状況について、下記のとおり報告いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　接種者氏名 |  |
|  |  |
| ２　接種農場名 |  |
|  |  |
| ３　接種年月日 | 年　　　月　　　日 |

４　ワクチン使用本数（本数）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 使用前 | 使用数 | 破損・廃棄数 | 残数 |
| 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |

５　接種頭数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

※１　肥育豚は90日齢以上、その他は90日齢未満の子豚等となります。

※２　豚舎ごとに異なるものが接種した場合は、接種した獣医師又は登録飼養衛生管理者氏名を備考欄に御記入ください。

# 参考様式１―豚熱ワクチン使用記録簿

年 月 日

## 豚熱ワクチン使用記録簿（　　 月分）

|  |  |
| --- | --- |
| 農場名 |  |
| 記録責任者 |  |
| 知事認定獣医師又は家畜防疫員 |  |

１　繰り越し本数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認日 |  | 使用前 | 使用数 | 破損・廃棄数 | 残数 |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |

　備考

２　使用記録

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 接種日 |  | 使用前 | 使用数 | 破損・廃棄数 | 残数 |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
| 接種日 |  | 使用前 | 使用数 | 破損・廃棄数 | 残数 |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
|  | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |
| 合計 | 20ドーズ |  |  |  |  |
| 50ドーズ |  |  |  |  |

　備考

３　家保へ返却するワクチン瓶数及び残数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 返却瓶数＊ | 残数 |
|  |  | 本数 | 合計 | 本数 | 合計 |
| 20D | 粉 |  |  |  |  |
| 溶解液 |  |  |
| 50D | 粉 |  |  |  |  |
| 溶解液 |  |  |

　＊破損・不良品数を含む数を記載してください。

# 参考様式２-豚熱ワクチン接種記録簿

年 月 日

## 豚熱ワクチン接種記録簿（　　 月分）

|  |  |
| --- | --- |
| 農場名 |  |
| 記録責任者 |  |
| 知事認定獣医師又は家畜防疫員 |  |

接種日　　　　　　月　　　　　日　（　　　）　時間　　　　：　　　　～

接種者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

食用に供するためにと畜または出荷することができる月日

備考

接種日　　　　　　月　　　　　日　（　　　）　時間　　　　：　　　　～

接種者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

食用に供するためにと畜または出荷することができる月日

備考

接種日　　　　　　月　　　　　日　（　　　）　時間　　　　：　　　　～

接種者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

食用に供するためにと畜または出荷することができる月日

備考

接種日　　　　　　月　　　　　日　（　　　）　時間　　　　：　　　　～

接種者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

食用に供するためにと畜または出荷することができる月日

備考

接種日　　　　　　月　　　　　日　（　　　）　時間　　　　：　　　　～

接種者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種豚舎名 | 接種頭数内訳（頭） | 接種日齢/導入日（ﾛｯﾄNo.など） | 備考※2 |
| 繁殖雌豚 | 種雄豚 | 肥育豚※１ | その他※１ | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |

食用に供するためにと畜または出荷することができる月日

備考